

2015年5月20日

申請者 李 尚美
論文題目 日韓国際結婚家庭の子供の継承語教育——韓国の多文化政策と日本人親の継承意識の変化

論文審査委員 イ ヨンスク
糟谷 啓介
コ ヨンジン

1. 本論文の内容と構成

この論文の目的は、韓国において韓国人と日本人とが結婚した家庭において、子供に日本語を継承しようとしている事例を調査し、その背景にある親たちの言語や教育に対する意識のあり方を解明すること、そして、韓国社会において日本語を継承語として次世代に伝えようとするときの課題が何であるかを明らかにすることである。論文の構成は以下の通りである。

序章

- 1 問題の所在
- 2 本研究の研究目的
3. 研究方法
4. 用語の説明
5. 論文の構成

第1章 理論の枠組みと先行研究

- 1.1 国際結婚家庭における継承語教育
- 1.2 国際結婚家庭の子供のバイリンガリズム
- 1.3 日系国際児に関する研究
- 1.4 日韓国際結婚家庭を対象とした研究
- 1.5 韓国における多文化家庭の継承語教育に関する研究
- 1.6 先行研究からみた本研究の意義

第2章 韓国における日韓国際結婚家庭

- 2.1 韓国における国際結婚の現状
- 2.2 日韓国際結婚家庭数の推移
- 2.3 韓国における日韓国際結婚家庭の歴史
- 2.4 国籍法の改正から見る日韓国際結婚家庭の国籍選択

第3章 韓国における多文化政策

- 3.1 多文化政策の概要
- 3.2 多文化家庭子女における二重言語教育

第4章 日韓国際結婚家庭における日本語の継承

- 4.1 定量調査の概要
- 4.2 参加者の属性
- 4.3 家族の言語環境
- 4.4 親の言語使用と子供の言語能力
- 4.5 「日本語」の位置付け
- 4.6 言語文化意識調査の結果
- 4.7 考察

第5章 韓国における日本人コミュニティの継承語教育

- 5.1 日本語継承の現状
- 5.2 ソウル友の会
- 5.3 韓日家族会あいあい

第6章 日本人母親の継承語に対する意識変容プロセス

- 6.1 研究方法
- 6.2 調査参加者の特徴
- 6.3 分析方法
- 6.4 分析ワークシート
- 6.5 分析結果表
- 6.6 結果の分析
- 6.7 結論

終章

- 1. 日本人親は日本語継承をどう意味づけているか
- 2. 家庭、コミュニティ、社会における相互作用
- 3. 日本語継承の活力を低くする要因
- 4. 今後の課題

参考文献

添付資料リスト

2. 本論文の概要

序章では、本論文の目的、研究方法、用語の説明、論文の構成が説明される。移民社会においては、ホスト国で生まれた第二世代が親の母語ではなく、ホスト国で使用される言語を母語として習得するケースがしばしば見られる。こうした現象を「言語交替 (language shift)」というが、そのときでも親の世代の言語が次世代に伝えられる場合がある。これを

「継承語」という。この論文の文脈でいえば、韓国で日本人の親をもつ子どもが母語として韓国語を習得するのに加えて、日本語を習得するような場合である。継承語が習得され維持されるためには、たんに家庭のなかで使われるだけでは不十分であり、一定の目的に沿った教育的環境があることが望ましい。本論文は、日本語を子どもに教えるためのコミュニティ活動を対象としてとりあげ、参加者に対する詳細なアンケートとインタビューを行っている。インタビュー内容の分析の方法論としては、「修正版グランウンデッド・セオリー（修正版 M-GTA）」が用いられる。

第 1 章では、まず一般的な観点から、国際結婚家庭における継承語教育や子どものバイリンガリズム、さらに日系国際児に関する研究成果が概観され、韓国における「多文化家庭」とそれに関する教育政策の特徴がまとめられる。韓国では、1990 年代に入って外国人労働者が入国しはじめ、2000 年代になるとアジアからの女性と韓国人男性との結婚が急増した。こうした国際結婚家庭に生じるさまざまな問題を解決するために、韓国政府は「多文化家庭」という名称を作り、さまざまな政策に着手した。

第 2 章では、こうした韓国の国際結婚家庭のなかでの、日韓国国際結婚家庭の特徴を跡づけている。日本人と韓国人の結婚との国際結婚は、古くは植民地時代にまで遡ることができる。また、いわゆる「多文化家庭」の典型的パターンが農村への外国人花嫁の呼び寄せであるのに比べると、結婚の背景が多様であることも特徴である。

第 3 章では、韓国の多文化家庭に対するさまざまな政策が跡づけられる。筆者は、韓国における「多文化政策」が生まれた背景をまとめた後、在韓外国人処遇法（2007）とそれに基づいて作成された外国人政策基本計画を説明する。そして、とくに多文化家庭に焦点を合わせたものとして、2008 年に制定された多文化家庭支援法をとりあげ、多文化家庭の子どもに対する支援の内容と方法を詳しく解説する。多文化家庭における子どもの言語教育の問題として、当初は韓国語能力の不足がクローズアップされていたが、最近では「多文化家庭」における継承語を韓国社会の資源としてとらえる見方が出始めている。

第 4 章では、韓国に居住する日韓国国際結婚家庭 60 件を対象として行ったアンケート調査とその分析結果が述べられる。それによると、7 割以上の日本人配偶者が家庭内で韓国語のみを配偶者とのコミュニケーションで用いている一方で、6 割以上の家庭が程度の差はあっても家庭内言語として韓国語に加えて日本語を使用している。これは日本人の親から子どもに向けてのコミュニケーションで日本語が用いられていることの印である。子どものバイリンガル教育に対して強い支持があり、バイカルチュラルな志向が強いことも、この事実を裏書きする。その一方で、公共の場で日本語を用いることに対して心理的な躊躇があることも確認される。これは韓国社会のなかで日本に対する否定的な反応があることと関連する。

第 5 章では、日韓国国際結婚家庭のメンバーでつくる団体である「ソウル友の会」と「韓日家族会あいあい」の活動が紹介される。継承語教育は教育環境の整備や子どものモチベーションの維持などの点で多くの問題をはらんでいる。したがって、継承語教育にはなんらかのコミュニティの活動が要請されるが、日韓国国際結婚家族は相互の結びつきが弱いため、ネットワークが希薄である。そうしたなかで筆者は、独自の継承語教育の活動を進める「ソウル友の会」と「韓日家族会あいあい」の二つのグループに注目する。この二団体はそれぞれの特徴を生かした活動を行っているが、小規模であることや子どもが継続的に

通うことが難しいなどの困難をかかえている。

第 6 章では、第 5 章でとりあげた二つの団体への参加者を対象にしたインタビュー調査を行い、修正版グラウンデッド・セオリーで分析した結果が提示される。それによると、韓国人と国際結婚をした日本人の母親は、子どもに日本語を継承させたいという強い意志をもち、子どもに高い日本語力を望んでいる。その背景には、配偶者のサポートが得られていることある。継承語教育の動機としては、子どもとのつながりや母親自身の文化資源の継承の必要性が感じられている。その一方で、自分たちの家庭は、韓国でいわれる「多文化家庭」とは異なるという意識が強いことも特徴である。この調査結果を受けて筆者は、修正版グラウンデッド・セオリーにより、概念とカテゴリーを抽出し、日本語継承に関する結果図とストーリーラインを構成する。この結果図は、日本語継承に対して日本人親が感じる期待と不安、継承語の意味づけ、継承語教育の内容、社会的要因、コミュニティ参加による親の態度の変化などの相互の位置付けと関係を明瞭に表している。

結論において筆者は、継承語教育においては家庭、コミュニティ、社会の三者の相互作用の重要性を強調しながら、日本語継承に関する多文化家庭政策の実施に代表される韓国社会の変化が日本語継承に有利な条件をあたえていることを指摘している。しかしその一方で、日本人コミュニティによる継承語教育の活動基盤が整っていないことに課題を見出しており、この点に将来解決すべき問題が横たわっていることが指摘される。

3. 本論文の成果と問題点

本論文の成果は以下の点にある。

第一に、韓国社会における近年の動向を正確に把握しながら、日韓国際結婚家庭における日本語継承の問題を具体的に考察した点である。韓国社会における日韓国際結婚家庭における継承語教育の実態は、これまでほとんど明らかにされてこなかった。綿密な調査に基づいてその実態と社会的背景を明らかにしたことは、本論文の大きな成果であり、高く評価することができる。

第二に、量的調査と質的調査を組み合わせ、調査結果の客観性を確保しようとした点の評価することができる。第 4 章におけるアンケート調査、第 6 章におけるインタビュー調査は、それぞれが貴重な情報と考察を含んでおり、すぐれた分析結果である。第 6 章で修正版グラウンデッド・セオリー (M-GTA) を採用したことは分析対象の性格とも合致しており、適切な選択であったといえる。とくに、M-GTA の方法論に基づいてインタビュー内容を整然とした図表の形に整理し、ストーリーラインを構成したことは、本論文の大きな強みとなっている。

第三に、継承語教育を考察するために、家庭ーコミュニティー社会という三者の相互作用という枠組みを設定することで、表面的な事実の指摘だけでなく、継承語教育の背景にある社会的・心理的要因にまで踏み込んで論じることができたことは高く評価できる。これによって筆者は継承語教育そのものがもつ深い次元を明らかにすることができた。

その一方、本論文には以下の問題点が存在する。

第一に、本論文の分析に従えば、継承語教育は親から子への文化継承の一部としてとらえられる。しかしそれは親からの期待ないし視線の面から言えることであり、子どもの側から継承語の意味を明確にする作業が残されている。継承語教育においてポイントとなる

のが小学校低学年から高学年の段階での言語維持であることを考えるなら、子どもの言語使用の実態や意識が重要になるはずである。また、日本語継承に成功した事例が取り上げられる一方で、言語継承に至らなかったケースが取り上げられていないため、筆者のとりあげたケースの代表性に疑問が生じることがある。これらの点を明確にしていたなら、論点がさらに鮮明になったのではないかと惜しまれる。

第二に、日韓国際結婚家庭における言語継承の特徴を明らかにするためには、他の形の国際結婚家庭との比較が必要であるように思われる。韓国における日本語の独特の位置付けを考えるなら、他の多文化家庭における継承語、たとえばベトナム語やカンボジア語などの場合との違いには大きなものがあると考えられる。そのことは日本人親における文化継承の意識の強さをどのように考えるかとも関わってくる。

しかし、以上の欠点もしくは弱点は、本論文が成しとげた達成を打ち消すものではない。韓国における日韓国際結婚家庭における継承語教育の実態を多角的に明らかにした本論文は、著者の優れた研究能力の証であり、高く評価することができる。

4. 結論

以上のことから、本論文が学位論文に値するすぐれた研究であると認められ、著者に一橋大学博士（学術）の学位を授与することが適当であると考えられる。

最終試験結果の要旨

2015年5月20日

論文審査委員

イ ヨンスク

糟谷 啓介

コ ヨンジン

2014年4月3日、学位請求論文提出者 李尚美 氏の論文「日韓国際結婚家庭の子供の継承語教育——韓国の多文化政策と日本人親の継承意識の変化」に関する疑問点について逐一説明を求め、あわせて関連分野についても説明を求めたのに対し、李尚美 氏はいずれも十分かつ適切な説明を与えた。

よって、李尚美 氏が学位を授与されるに必要な研究業績および学力を有することを認定し、最終試験での合格を判定した。